

1 . 件名 : 検査制度見直しに関する各事業者及び学協会等との試運用に関する面談

2 . 日時 : 令和 2 年 1 月 2 3 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

3 . 場所 : 原子力規制庁 1 3 階会議室 B、会議室 C、会議室 D 及び会議室 E

4 . 出席者

原子力規制庁

長官官房

金子長官官房審議官

原子力規制部

検査監督総括課 鈴木係長

実用炉監視部門 武山安全規制管理官、吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、
久光上級原子炉解析専門官、片岸主任原子力専門検査官、
吉田主任監視指導官、中野主任監視指導官、平田上席監視指導官、
比企主任監視指導官、東原子力規制専門員、杉岡原子力運転検査官補、
福原主任監視指導官

核燃料施設等監視部門 門野安全規制管理官、白井上席監視指導官、福吉主任監視指導官
赤澤主任監視指導官、館内主任監視指導官、田中主任監視指導官

原子力安全人材育成センター 上ノ内教官 畠山原子力運転検査官補 小川上席指導官

青森地域原子力規制総括調整官事務所 前川地域原子力規制総括調整官

泊原子力規制事務所 野澤原子力運転検査官

六ヶ所原子力規制事務所 本間原子力運転検査官、関原子力運転検査官

女川原子力規制事務所 米倉原子力運転検査官

福島第一原子力規制事務所 小林統括原子力運転検査官、坂本原子力運転検査官、
松本原子力運転検査官

福島第二原子力規制事務所 河村原子力運転検査官

川崎原子力規制事務所 清水統括原子力運転検査官

横須賀原子力規制事務所 長江統括原子力運転検査官

柏崎刈羽原子力規制事務所 前澤原子力運転検査官

東海・大洗原子力規制事務所 橋野統括原子力運転検査官、大高原子力運転検査官、
阿部原子力運転検査官

浜岡原子力規制事務所 深沢原子力運転検査官

志賀原子力規制事務所 林原子力運転検査官

敦賀原子力規制事務所 成谷原子力運転検査官、五十嵐原子力運転検査官、
山中原子力運転検査官

美浜原子力規制事務所 馬場統括原子力運転検査官

大飯原子力規制事務所 鈴木原子力運転検査官
 高浜原子力規制事務所 岸田原子力運転検査官
 熊取原子力規制事務所 渡辺統括原子力運転検査官、横山原子力運転検査官
 上斎原原子力規制事務所 篠川副所長
 島根原子力規制事務所 志賀原子力運転検査官
 伊方原子力規制事務所 新田原子力運転検査官
 玄海原子力規制事務所 菊川統括原子力運転検査官、堤原子力運転検査官
 川内原子力規制事務所 堀江原子力運転検査官
 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 副主幹 他1名
 東北電力株式会社 原子力本部原子力部 課長 他2名
 東京電力ホールディングス 原子力安全・統括部原子力安全グループ 主任 他1名
 中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 安全品質保証部 原子力安全グループ 副長 他1名
 北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 主任
 中国電力株式会社 電源事業本部(原子力設備)担当副長 他1名
 九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力設備グループ 副長 他1名
 日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長 他6名
 電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 総括マネージャー 他1名
 原子力エネルギー協議会 部長 他2名
 日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長
 核物質管理センター 理事長 他1名
 リサイクル燃料貯蔵株式会社 品質保証部 部長
 日本原燃株式会社 安全・品質本部 副本部長 他4名
 GNF 保安管理部保安管理課 課長 他1名
 原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室 参事
 東京大学/原子力学会安全部会
 新検査制度の効果的な実施に関する検討ワーキンググループ 学術支援専門職員/主査
 京都大学 複合原子力科学研究所 教授
 日本機械学会 発電用設備規格委員会 副委員長
 日本電気協会 技術部 主査
 日本原子力学会 標準委員会 委員

5. 要旨

(1) 最初に原子力規制庁 金子審議官から以下のとおり挨拶があった。

- ・ 新たな検査で気付き事項があった場合の取扱いをテーマにして、認識共有、活発な意見交換を行いたいと考えている。
- ・ 今年の春に新検査制度が本格運用となるが、本検査がより合理的な運用がされるように今後様々な意見を取り入れて改善をしていきたい。

- (2) 原子力規制庁 核燃料施設等監視部門 福吉主任監視指導官から配布資料(1)に基づき、事象の概要説明並びに配布資料(3)及び配布資料(4)に基づくスクリーニング案について説明があり、その後、意見交換を行った。主な内容は以下のとおり。

パフォーマンス欠陥に係る判断について

- ・ 今回の再処理事業所における非常用電源建屋への雨水の浸入に係る事案について、保守管理を怠ったことがパフォーマンス欠陥と考えている。

違反の深刻度レベル(SL)について

- ・ 非常用電源建屋への雨水の浸入に係る事案については SL4、本事案に係る原子力規制委員会からの調査指示に係る報告については SL3 とそれぞれ切り離して判断している。なお、後者は規制活動に影響を与えたため、SL4 から1つレベルが上がって SL3 と判断している。
- ・ 保安規定違反があった事象について、事業者が事象を発見した場合であっても法令違反に該当し、規制対応措置の判断を実施するが、リスク上の観点からマイナーであれば検査報告書に記載しない。

- (3) 原子力規制庁 実用炉監視部門 福原主任監視指導官から配布資料(2)に基づき、事象の概要説明並びに配布資料(3)及び配布資料(4)に基づくスクリーニング案について説明があり、その後、意見交換を行った。主な内容は以下のとおり。

パフォーマンス欠陥の有無について

- ・ 本件は合理的に予測可能でなかったことから、パフォーマンス欠陥に該当しないと考える。
- ・ 北海道電力は、メーカーの品質保証体制の確認をしていると思われる。その中で端子の確実な締め込みが要求されているのであれば、調達管理の観点からパフォーマンス欠陥に該当すると考える。

違反の深刻度レベル(SL)について

- ・ 非常用ディーゼル発電機が自動起動できなかったが、失敗した場合、手順書にしたがって手動起動することができたため、違反の深刻度レベルを SL4 とする。
- ・ 規制上の対応については不要と判断する。
- ・ SL4 で規制上の対応不要の場合でも、事業者は地元の説明する必要がある。新しい検査制度の考え方を立地自治体等に説明して欲しい。

6. 配布資料

- (1) 日本原燃株式会社再処理事業所等において確認された保安規定違反と今後の対応について
(平成29年10月11日 第43回原子力規制委員会 資料1)

- (2) 北海道電力(株)泊発電所 3 号機における B ディーゼル発電機起動回路の接続不良に係る保安規定違反と今後の対応について
(平成 30 年 12 月 19 日 第 50 回原子力規制委員会 資料 1)
- (3) 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド試運用版
(第 31 回検査制度の見直しに関する WG 資料 1 - 2)
- (4) 原子力規制検査における規制対応措置ガイド試運用版(改 1)
(第 26 回検査制度の見直しに関する WG 資料 3 - 2)